

＜第2次＞鶴岡市空き家等対策計画の一部改正の新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鶴岡市空き家等対策計画</p> <p><b>第1章 空き家等対策に関する基本的な方針</b> (P1)</p> <p>4. 計画の位置づけ この計画は、法第7条第1項の規定に基づく計画であり、国の基本指針に即して策定します。</p> <p>(P2)</p> <p>8. 空き家等の種類 この計画が対象とする空き家等の種類は、※法第2条第1項に規定する「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。<u>第14条第2項において同じ。</u>）」とします（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものも含む。）。また、空き家等に係る建築物を除却した後の跡地（以下「除却跡地」といいます。）、及びその他の空き地についても、土地資源の有効活用、及び生活環境保全の観点からこの計画で扱うこととします。</p> <p><b>第3章 市が行う空き家等対策</b> (P9)</p> <p>3. 総合的な対策の検討 ・法第7条第1項に定める「空家等対策計画」を関係組織・機関と協議しながら策定することにより、空き家に対する市の姿勢と対策手法をまとめるとともに、市民や住民自治組織との間で認識を共有します。</p> <p>(P11)</p> <p>5. 適正管理対策 (4) 市が実施する措置 ②特定空家等に対する措置〔建築物の除却以外〕</p>	<p>○鶴岡市空き家等対策計画</p> <p><b>第1章 空き家等対策に関する基本的な方針</b> (P1)</p> <p>4. 計画の位置づけ この計画は、法第6条第1項の規定に基づく計画であり、国の基本指針に即して策定します。</p> <p>(P2)</p> <p>8. 空き家等の種類 この計画が対象とする空き家等の種類は、※法第2条第1項に規定する「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」とします（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものも含む。）。また、空き家等に係る建築物を除却した後の跡地（以下「除却跡地」といいます。）、及びその他の空き地についても、土地資源の有効活用、及び生活環境保全の観点からこの計画で扱うこととします。</p> <p><b>第3章 市が行う空き家等対策</b> (P9)</p> <p>3. 総合的な対策の検討 ・法第6条第1項に定める「空家等対策計画」を関係組織・機関と協議しながら策定することにより、空き家に対する市の姿勢と対策手法をまとめるとともに、市民や住民自治組織との間で認識を共有します。</p> <p>(P11)</p> <p>5. 適正管理対策 (4) 市が実施する措置 ②特定空家等に対する措置〔建築物の除却以外〕</p>

## ＜第2次＞鶴岡市空き家等対策計画の一部改正の新旧対照表

改正後	改正前
<p>所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合において、法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められるものに関しては、法第<b>2.2</b>条に定める「特定空家等に対する措置」の実施を検討します。</p> <p>(P15)</p> <p><b>6. 不良空き家対策</b>  <b>6-2 危険回避対策</b>  <b>(3) 市が実施する措置</b>  <b>①特定空家等に対する措置 [建築物の除却]</b></p> <p>倒壊危険のある空き家について、危険回避の必要性が高まり、所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合においては、市が法第<b>2.2</b>条に基づく「特定空家等に対する措置」を行い、最終的には行政代執行（略式代執行の場合を含む）による建築物の除却を実施します。</p> <p>(P18)</p> <p><b>8. 特定空家等に対する措置の実施方法</b>  <b>(2) 特定空家等に対する措置</b></p> <p>「特定空家等」に対して市が行う措置については、法第<b>2.2</b>条の定めるところにより、以下の①～④の段階を踏んで行います。なお所有者等が不明・不在の空き家に関してはこの手続が不可能であることから、「略式代執行」を行うこととします</p> <p><b>①指導（法第<b>2.2</b>条第1項）</b></p> <p>勧告以降の措置を行う前に、所有者等に対して文書により、期限を定めて必要な措置をとるよう指導を行います。</p>	<p>所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合において、法第2条第2項の「特定空家等」に該当すると認められるものに関しては、法第<b>1.4</b>条に定める「特定空家等に対する措置」の実施を検討します。</p> <p>(P15)</p> <p><b>6. 不良空き家対策</b>  <b>6-2 危険回避対策</b>  <b>(3) 市が実施する措置</b>  <b>①特定空家等に対する措置 [建築物の除却]</b></p> <p>倒壊危険のある空き家について、危険回避の必要性が高まり、所有者等への対応依頼、及び応急措置によっては問題の解決が図られない場合においては、市が法第<b>1.4</b>条に基づく「特定空家等に対する措置」を行い、最終的には行政代執行（略式代執行の場合を含む）による建築物の除却を実施します。</p> <p>(P18)</p> <p><b>8. 特定空家等に対する措置の実施方法</b>  <b>(2) 特定空家等に対する措置</b></p> <p>「特定空家等」に対して市が行う措置については、法第<b>1.4</b>条の定めるところにより、以下の①～④の段階を踏んで行います。なお所有者等が不明・不在の空き家に関してはこの手続が不可能であることから、「略式代執行」を行うこととします</p> <p><b>①指導（法第<b>1.4</b>条第1項）</b></p> <p>勧告以降の措置を行う前に、所有者等に対して文書により、期限を定めて必要な措置をとるよう指導を行います。</p>

## ＜第2次＞鶴岡市空き家等対策計画の一部改正の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(P19)</p> <p>②勸告（法第22条第2項）  指導時に定めた期限を経過しても改善が見られなかった場合、相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勸告を行います。  対象となる空き家が住宅の場合、勸告を行うと固定資産税の住宅用地特例が適用除外となります。</p> <p>③命令（法第22条第3項）  勸告時に示した期限を経過しても正当な理由なしに必要な措置をとらなかった場合には、原則として、相当の猶予期間を付けて、その必要な措置をとることを命令することとします。  ただし所有者等には、命令を受ける前の段階で、市に対し意見を述べる機会が与えられます。</p> <p>④行政代執行（法第22条第9項）  命令に係る措置を所有者等が履行しないとき、履行しても十分でないとき、または期限までに完了する見込みがないときは、市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）による行政代執行を行うこととします。  行政代執行のために必要となった費用は、後日、市が所有者等に対して請求します。また命令に違反したことは、50万円以下の過料を科すこととなります。</p> <p>(3) 略式代執行（法第22条第10項）  建築物を除却しようとする空き家の所有者等が不明・不在の場合は指導・勸告・命令をせず、略式代執行の手法によって必要な措置を実施するよう検討します。  略式代執行を行う場合は、市が負担する費用に対し、補助金などの財政上の支援を確保するよう努めます。</p>	<p>(P19)</p> <p>②勸告（法第14条第2項）  指導時に定めた期限を経過しても改善が見られなかった場合、相当の猶予期間を付けて、必要な措置をとるよう勸告を行います。  対象となる空き家が住宅の場合、勸告を行うと固定資産税の住宅用地特例が適用除外となります。</p> <p>③命令（法第14条第3項）  勸告時に示した期限を経過しても正当な理由なしに必要な措置をとらなかった場合には、原則として、相当の猶予期間を付けて、その必要な措置をとることを命令することとします。  ただし所有者等には、命令を受ける前の段階で、市に対し意見を述べる機会が与えられます。</p> <p>④行政代執行（法第14条第9項）  命令に係る措置を所有者等が履行しないとき、履行しても十分でないとき、または期限までに完了する見込みがないときは、市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）による行政代執行を行うこととします。  行政代執行のために必要となった費用は、後日、市が所有者等に対して請求します。また命令に違反したことは、50万円以下の過料を科すこととなります。</p> <p>(3) 略式代執行（法第14条第10項）  建築物を除却しようとする空き家の所有者等が不明・不在の場合は指導・勸告・命令をせず、略式代執行の手法によって必要な措置を実施するよう検討します。  略式代執行を行う場合は、市が負担する費用に対し、補助金などの財政上の支援を確保するよう努めます。</p>